

旧御畳瀬小学校の使用に関する手引き

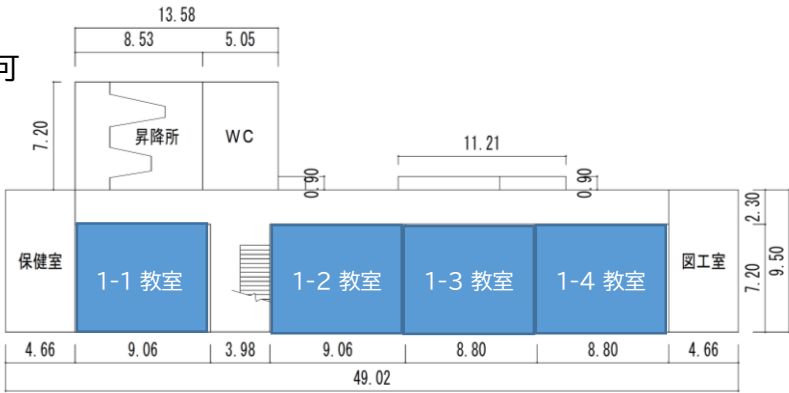
令和8年3月16日

本手引書は、旧御畳瀬小学校を無料で使用するにあたり示すものである。



○概要

- 【場 所】 高知市長浜209
- 【設 備】 電気、水道(トイレあり)
- 【そ の 他】 グラウンドは駐車場として使用可



1 使用できる団体

旧御畳瀬小学校を使用できる団体は、高知市内の公共的団体又は市が認める活動団体とし、使用目的は当該団体が主催する公共的事業及び市が認める活動とする。

2 使用できる場所

使用できる場所は、旧御畳瀬小学校の保健室と図工室を除く1階教室、廊下及びグラウンドとする。

3 使用できる曜日及び時間帯

旧御畳瀬小学校を使用できる曜日及び時間帯は、以下のとおりとする。

- (1) 年末年始(高知市役所閉庁日)を除く午前9時から午後9時まで。
- (2) 市が主催する行事や災害等緊急時の対応を要する場合は、市の用務を優先する。

4 使用承認願の申請

(1) 使用承認について

旧御畳瀬小学校を使用する場合は、**利用日の1週間前までに**地域コミュニティ推進課、若しくは御畳瀬ふれあいセンターへ連絡の上、地域コミュニティ推進課、若しくは御畳瀬ふれあいセンター運営委員会(以下「運営委員会」という。)に「**高知市旧御畳瀬小学校使用承認願**」(第1号様式)を提出すること。

※ただし、提出日は高知市ふれあいセンター条例施行規則第4条に該当する日を除く。

(2) 予約受付開始日

使用したい日の**2か月前の応当日**から予約ができる。

(応当日がない場合は、その月の末日が受付開始日となる。)

(3) 使用承認通知書の交付

使用が承認された場合は、「**高知市旧御畳瀬小学校使用承認通知書**」(第2号様式)を申請者に交付する。

承認されなかった場合は、その旨を申請者へ通知する。

5 使用の制限

以下のいずれかに該当する場合は、旧御畳瀬小学校の使用をできないものとする。

(1) 音量等による周辺への影響が大きいと思われるイベントを行う場合

(2) 営利を目的とした事業を行う場合

(3) 選挙活動を行う場合

(4) 宗教活動を行う場合

(5) 高知市暴力団排除条例に規定する暴力団及び暴力団員が使用する場合

6 使用申請の流れ

別紙「旧御畳瀬小学校の使用手続きのフロー図」を参照すること。

7 鍵の開閉及び機械警備について

旧御畳瀬小学校の鍵の開閉及び機械警備は、御畳瀬ふれあいセンター職員が行う。但し、状況によっては使用者自身が対応することも可能となるが、その場合は、事前に運営委員会と協議をすること。

8 使用料

旧御畳瀬小学校の使用料は無料とする。但し、電気及び水道については、一定量以上使用する場合は施設の使用を認めない場合がある。

9 損害の賠償等

旧御畳瀬小学校施設の使用に伴う損害賠償等については、以下のとおりとする。

(1) 施設及び設備の損傷又は滅失

使用者は、施設、設備その他の備品等を損傷又は滅失した場合、これを原状に回復する義務を負うものとする。但し、原状回復が不可能な場合は、これに相当する損害を賠償するものとする。

(2) 鍵及び機械警備カードの複製、破損または紛失

使用者は、施設の鍵及び機械警備カードについて、複製をしてはならない。また、これらを複製、破損若しくは紛失した場合は、その復旧に要する費用を賠償するものとする。さらに、機械警備の設定不備により損害が生じた場合も、同様にその損害を賠償するものとする。

(3) 窓の閉め忘れや電気、水道を停止し忘れたことによる損害

使用者は、施設利用後に窓の閉め忘れや電気、水道を停止し忘れたことが原因で損害や事故が発生した場合、その損害賠償を行う責任を負うものとする。

10 使用者の遵守事項について

遵守事項は以下のとおりとし、必ず守ること。

- (1) 使用した教室は清潔に保ち、汚した場合は清掃をすること。
- (2) 発生したゴミは持ち帰ること。
- (3) 施設及び設備器具等を壊さないこと。
- (4) 壁、柱、扉等に釘打ち等をしないこと。
- (5) 使用の許可を受けていない場所、設備器具等を使用しないこと。
- (6) 地域コミュニティ推進課から許可を受けずに火気を取り扱わないこと。
- (7) 敷地内で喫煙をしないこと(電子・加熱式を含む)。
- (8) 使用した備品等は元の場所に戻すこと。
- (9) グラウンドを使用する時は、穴を掘らないこと。
- (10) 退出時は、窓の戸締り、電気の消灯及び蛇口から水が出ていないか確認すること。

11 申請・問合せ先

旧御畳瀬小学校の使用等についての申請・問合せ先は、以下のとおりとする。

●高知市 市民協働部 地域コミュニティ推進課

高知市鷹匠町2丁目1-43 たかじょう庁舎2階

TEL:088-823-9080

E-mail:kc-102000@city.kochi.lg.jp

●御畳瀬ふれあいセンター

高知市御畳瀬252

TEL:088-842-2302